

適正な施工体制の確保等の実施について

神戸大学施設部
平成30年8月1日

本学は「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき適正な施工体制の確保等について下記の文部科学省大臣官房文教施設企画部の通知等の規程を準用し実施する。

- ・ 工事現場における適正な施工体制の確保等について（平成13年5月31日付文教施設部長通知13文科施第62号）
- ・ 工事現場における施工体制の点検要領の運用について（平成14年1月24日付文教施設部施設企画課監理室長通知13施施企第34号）
- ・ 工事成績評定要領の改正について（平成20年1月17日付文教施設企画部長通知19文科施第370号）
- ・ 工事成績評定実施規程（平成20年1月17日付文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知19施施企第27号）
- ・ 設計業務成績評定要領の制定について（平成20年1月17日付文教施設企画部長通知19文科施第369号）
- ・ 設計業務成績評定実施規程について（平成20年1月17日付文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知19施施企第28号）